

記

- 一 保険者は、高額療養費に係る還付額について、対象者に通知を行うようにすること。
- 二 高額療養費の還付において、受領委任払いの拡大等により、患者の窓口負担の軽減を図ること。
- 三 医療と介護に係る一部負担の合計が著しく高額になる場合にも、同様の上限額を設ける新しい「医療・介護高額療養費制度」を設けること。

犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書

わが国の犯罪情勢は、平成十三年全国で発生した刑法犯は二百七十六万五千六百十二件と戦後最高を記録し、過去十年間で約百万件の増加となっており、とりわけ刑法犯の九割近くを占める窃盗犯の増加が著しい。また、過去十年間で路上窃盗及びひったくりの件数はそれぞれ四・五倍、三・六倍に増加するなど、路上犯罪の大幅な増加が目立っている。また、来日外国人による凶悪犯や組織的窃盗事件が増加し、来日外国人犯罪の全国への拡散化傾向がうかがわれるとともに、少年非行の凶悪化、粗暴化が進み、ひったくりの総検挙数に占める少年の割合は七割を超えるなど、少年非行も深刻化している。

治安の維持は、国民にとって最大の社会福祉である。最早、犯罪が凶悪化、多様化、国際化する今日の危機的状況を放置することはできない。

従って、政府は、治安の回復をめざし、内閣が一体となって次の諸対策を速やかに実施するよう強く要求するものである。

記

- 一 来日外国人及び暴力団等による組織犯罪対策への取組みをさらに強化すること。銃器を使用した凶悪犯罪や薬物組織犯罪への対策も強化すること。
- 二 警察官を増員し、人口に比して警察官の少ない地域へ重点配分すること。また、警察官OB等の活用や交通警察の一部民間化により交番・駐在所の整備充実を期すること。
- 三 警備業者等を活用し地域パトロール等を強化したり、防犯効果の大きい地域コミュニケーション形成についての国民の意識啓発を進めること。
- 四 留置場・拘置所など治安関係施設の整備拡充を図ること。
- 五 犯罪防止の立場から毅然たる入国管理体制を確立すること。
- 六 青少年の健全育成のための推進とあわせ、軽微な少年犯罪の放置が犯罪の増発・凶悪化に発展する傾向性を重視し、少年非行防止、薬物乱用防止対策、暴走族対策等を強化すること。

携帯電話の利便性の向上と料金引き下げを求める意見書

携帯電話（PHSを含む）の加入台数は、今年三月に八千万台を超え、国民の七割以上が携帯電話を持っており、今や国民にとって携帯電話は、日々の生活の中で欠くことのできない重要なアイテムとなっている。

特に二十代の若者の所有率は約九割近くに上ると言われている。

爆発的に普及してきた一方で、携帯電話会社のサービスに対し、不満を感じている国民も多い。その一つに、携帯電話の会社を変更したくても、事実上できないという利用者の声がある。シンガポールや英国、ドイツ、オランダなど諸外国では、利用者への「サービス重視」の観点から、携帯電話番号を変えずに契約会社を変更できる「番号ポータビリティ（番号持ち運び制度）」の導入が義務化されている。わが国でもこの「番号ポータビリティ」が実現すれば、利用者が事業者を変更しやすくなるため、「事業者間の競争促進」につながり、結果として、利用者への利便性の向上や料金の引き下げにつながる可能性が高いと指摘もある。

本議会において、「携帯電話のさらなる利便性の向上と料金の引き下げ」の観点から、次の三点の諸事項の早期実現を強く要請するものである。

記

- 一 契約先の携帯電話会社を変更しても、従来の番号を利用できる「番号ポータビリティ（番号持ち運び制度）」を導入すること。
- 二 「番号ポータビリティ」が導入されるまでの当面の措置として、携帯電話会社を変更した場合でも、契約変更前の携帯電話番号を通知するサービスを早期導入すること。
- 三 携帯電話の通話料金をさらに引き下げること。

就学援助に対する国庫補助の増額を強く求める意見書

就学困難な児童生徒に学用品などを支給する就学援助が、不況の中へふえ続け、一 二年度は百五十万人に達している。

しかし、国の補助は減り続け、昨年度は就学援助費総額の二割強にとどまり、その分自治体の負担が大きくなっている。

就学援助制度は、「教育の機会均等」を保障した憲法と教育基本法などに沿って制定された就学奨励法に基づいている。就学奨励法施行令は、対象者数に国が決めた単価を乗じた総額の二分の一を国が補助することを定めている。

ところが、全国の市町村が給付した昨年度の援助総額は約三百十三億円に達している。国の補助額は七十四億円で補助率は二・七%にとどまっている。

長引く不況の影響で対象者がふえ続けているのに、来年度の文部科学省の概算要求は、今年度予算を下回り七十一億円で、対象者も四十万人にすぎない。

よって、本市議会は就学援助に対する国庫補助の増額を強く求めるものである。

「池子の森」への米軍住宅増設に強く反対する意見書

神奈川県逗子市と一部横浜市に広がる「池子の森」の横浜市域

分に、約八百戸の米軍住宅追加建設を国は計画し進めようとしている。

地元逗子市などは、約二百九十ヘクタールに及ぶ緑豊かな自然林である「池子の森」を壊し、米軍住宅の増設を進めることに強く反対している。

また、米軍は横須賀を母港とする空母を5年後に原子力空母にかえる構想をもち、そのための兵員増加に対応した住宅増設であることは明らかである。このことは、米軍機による爆音解消を願う厚木基地周辺住民の意思に反し、一層の騒音増加をもたらす、厚木基地の強化にもつながるもので絶対に容認できるものではない。

よって、本市議会は厚木基地の航空機騒音の一層の増大をもたらす「池子の森」への米軍住宅増設に強く反対するものである。

安定した雇用をふやすための雇用対策を強く求める意見書

雇用不安の拡大は、国民の暮らしと日本経済に深刻な打撃となっている。

よって、本市議会は深刻な雇用をめぐる現状を一步でも前進させるという立場から政府に対して、次の四項目の施策の実現を強く求めるものである。

記

- 一 長時間労働・サービス残業をなくし、新規雇用をふやす施策の展開をはかること。
- 二 「フリーター」の労働条件改善と正社員採用などで、若者の雇用拡大をはかること。
- 三 国民の暮らしに必要な分野での人手不足を解消して雇用をふやすこと。
- 四 国は自治体の雇用対策に財政支援を行う枠組みをつくること。

金子容子さんの早期救出を求める意見書

現在、国民的関心事となっている北朝鮮による日本人ら致事件と同根の問題として、一日も早い救出が求められる懸念に、中国当局による金子容子さん不当拘束問題があります。

母国中国にいたところから法輪功の愛好者であった金子容子さん（三十八歳、中国出身）は嫁ぎ先である新潟県佐渡島羽茂町で夫の金子篤志さんと幸せな日々を送っていました。ところが、平成十四年五月に中国へ一時帰国した際、政府当局による法輪功弾圧の実態を目の当たりにした彼女は、同行していた二人の日本人女性とともに法輪功迫害の真相を伝える資料を北京市内で道行く人々に配布したところ、公安当局に逮捕、監禁されてしまいました。

二人の日本人女性はその後日本へ強制送還されましたが、彼女には一年六ヶ月の強制労働が言い渡されてしまいました。

これまでに、多くの無実の法輪功愛好者が亡くなっており、彼女の身にも大変な危機が迫っています。

よって本市議会は、北朝鮮による致被害者の救出同様、人道的見地に立って、日本人の妻である金子容子さんの早期救出に

全力を尽くすよう強く要望する。

基礎年金の国庫負担割合の引き上げを求める意見書

現在国民は、公的年金制度に対して不安・不信を高めていきつつあり、国民年金では保険料未納者が増加しており、将来における無年金者や低年金者の増大が予想され、年金制度の空洞化が危惧されることである。

公的年金制度に対する国民の信頼を回復し、また、将来にわたり安定した制度とするため、一 年改正国民年金法附則にあるとおり基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一に引き上げるなど、制度基盤の安定化を図ることは喫緊の課題です。

ついては、次の事項を実現するよう要望します。

記

- 一 基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一へと、早急に引き上げること。
- 二 国庫負担引き上げ分に見合う保険料については、厚生年金等の保険料で一%、国民年金保険料で三千円を引き下げる。

パート労働者および有期契約労働者の適正な労働条件の整備および均等待遇を求める意見書

わが国のパート労働者は、二 一年には千二百万人を超え、雇用労働者の二 %以上を占め、いまや重要な位置を占めています。

パート労働者等は、雇用期間の定めのないフルタイム労働者に比べ、賃金や労働条件などの処遇において大きな格差があるなど多くの問題を抱えています。また、パートタイム労働の大部分は女性であり、特に子育て後の女性の多くが家庭の経済事情のためにやむなく処遇の低いパートタイム労働者を選んでおり、パートタイム労働が良好な就労形態とはなっていません。

短時間労働など柔軟で多様な働き方が広がっていく中で、労働者がパートタイム労働等を良好な就労形態のひとつとして選択できるよう、適正な労働条件の整備を法律によって確立することを求めます。

さらには、国際的にもILO第百七十五号条約において、パートタイム労働は、労働者が自由に選択すべきもの、パートタイム労働者の権利と労働条件は、比較するフルタイム労働者と均等とすべきであるという原則を確認しています。また、ILO第百一十一号条約は、雇用と職業におけるすべての差別を撤廃するよう求める条約で、条約批准国に差別待遇廃止のための政策を義務付けています。

記

- 一 パートタイム労働者および有期契約労働者の均等待遇を確保する法制化を行うこと。
- 二 ILO第百七十五号条約並びに第百一十一号条約をすみやかに批准すること。